加入・脱退手続きについて

退職等の理由で、加入していた健康保険を脱退し、任意継続しないなど、他の健康保険に加入することが無い場合、今まで加入していた健康保険を脱退してから14日以内に国民健康保険に加入していただくことになります。現在の健康保険制度では生活保護を受けている方など以外は、いずれかの健康保険に加入しなくてはなりませんので、まだ手続きをされていない方は、役場保険課までご連絡ください。

国民健康保険の資格は、先に加入していた健康保険の脱退した日までさかのぼりますので、手続きをしないで放っておくと、過去の保険税を一括して納めていただくことになります。また、病院にかかった時の医療費も保険が使えなくなることもありますので、くれぐれも手続き忘れのないようご注意ください。

また、現在、国民健康保険に加入している方で、就職等により新たに社会保険や共済保険等に加入された方、進学により他市町村へ転出した学生の方も、国民健康保険の脱退や変更の届出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は保険課窓口まで届出ください。

加入の手続きに必要なもの: 印鑑 (スタンプ印は不可)、職場の健康保険から抜けたことが確認できる喪失証明書 (ま

たは任意継続が終了する日が確認できる証明書)

脱退の手続きに必要なもの: 印鑑(スタンプ印は不可)、国民健康保険証、新たに加入した保険証または、加入した

ことが確認できる証明書

簡易収入申告はお済みですか?

国民健康保険に加入の方で、次に該当する場合は、収入の有無にかかわらず収入申告が必要になります。 申告をしないと、保険税の軽減措置や、保険給付のサービス等にも影響が出る場合がありますので、まだ 申告をされていない方は、お早めに手続きください。

住民税や所得税の扶養になっていない方(年齢が19歳以上)で

①遺族年金や障がい年金等、非課税収入のみの方 ②昨年1月から12月中に収入の無かった方

問合せ 保険課 医療グループ ☎21-2121



『余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』 推進懇談会委員を公募します

本年度余市町では、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(計画期間:令和3年度から令和5年度までの3か年)の策定作業を行います。

この計画は、3年間を一期として地域の実情に応じた介護保険サービスを提供するための体制の確保や、本町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を計画的に行うために定めるものです。

また、計画の策定にあたって、ご意見をお聴きしながら作業を進めるため、推進懇談会の委員を募集します。

募集人数

- ・ 余市町介護保険第1号被保険者の代表(本町に住民登録をしている65歳以上の方。)
- 2 名
- 余市町介護保険第2号被保険者の代表(本町に住民登録をしている40歳以上65歳未満の方。) 2 名

申込み方法

役場民生部保険課窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記載し、応募してください。

申込み受け付け等

期限 令和2年5月29日(金)午後5時15分まで

受け付け 平日(土・日・祝日を除く)午前8時45分から午後5時15分まで

その他

応募者多数の場合は、町で抽選により決定させていただきます。

申込み・問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119